民生環境常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第68号　　令和５年度八戸市一般会計補正予算

○　歳出

款	項	摘　　要
第１条の歳出中 ２款　総務費 ４款　衛生費 ３款　民生費	 ３項　戸籍住民基本台帳費 １項　保健衛生費 ２項　清掃費 全部	 14目を除く

議案第77号　　八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第78号　　八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第79号　　八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第80号　　八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第81号　　八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第82号　　八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第83号　　八戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第84号　　八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○　委員派遣について

【民生環境協議会】
○　所管事項の報告について
・　病児・病後児保育のインターネット予約サービスの開始について

議案第 77 号

民生環境常任委員会資料
令 和 5 年 6 月 21 日
福 祉 部 介 護 保 険 課

八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1　改正の理由

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免に係る申請書の提出期限の特例措置を引き続き実施するためのものである。

2　改正の内容

特例の対象となる保険料を次のとおり改正する。

		現行	改正後
対象保険料	年　　度	令和３年度分及び 令和４年度分	令和４年度分
	納 期 限	令和４年４月１日から 令和５年３月 31 日まで	令和５年４月１日から 令和５年９月 30 日まで

※　提出期限は市長が別に定める日（令和５年９月 30 日）とする。

3　施行期日

公布日から施行する。

民生環境常任委員会資料
令和５年６月 21 日
福祉部障がい福祉課

議案第 78 号　八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

１　改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の一部改正において、官報正誤が行われたことに伴い、当市における指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正を行うもの。

２　改正の概要

(1)　保育所や認定こども園等を利用している児童と指定児童発達支援事業所を利用している障害児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者を、これら児童の保育に併せて従事させることができるものとするとしているが、対象とする障害児を「指定児童発達支援事業所に入所している障害児」から「指定児童発達支援事業所に通所している障害児」に改める。

(2)　以下の①、②について下記のとおり改める。

①　障がい児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所等の設備の安全点検、障がい児に対する安全指導、従業者の研修及び訓練等に関する事項などについて計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないものとする（１年間の経過措置期間あり）。

②　指定児童発達支援事業者等が、障がい児の移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に点呼を行うなど、障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認しなければならないものとするとともに、事業者が障がい児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障がい児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて障がい児の降車の際における所在の確認を行わなければならないものとする（１年間の経過措置期間あり）。

（主な改正内容）

改正前	改正後
指定児童発達支援事業者	指定児童発達支援事業者、共生型児童発達支援事業者、基準該当児童発達支援事業者、指定医療型児童発達支援事業者、指定放課後等デイサービス事業者、共生型放課後等デイサービス事業者、基準該当放課後等デイサービス事業者、指定居宅訪問型児童発達支援事業者、指定保育所等訪問支援事業者

３　施行期日

公布の日

民生環境常任委員会資料
令和５年６月 21 日
福祉部障がい福祉課

議案第 79 号　八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

１　改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令 171 号）の一部改正に伴い、当市における指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正するものである。

２　改正の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係省庁からこども家庭庁への事務移管により所管大臣が変更になることに伴い、大臣名を改めるものである。

（主な改正内容）

改正前	改正後
厚生労働大臣	主務大臣
	こども家庭庁長官
	こども家庭庁長官及び厚生労働大臣
こども家庭庁長官及び厚生労働大臣 （重度訪問介護）	厚生労働大臣 （重度訪問介護）
区分省令	区分命令

３　施行期日

公布の日

議案第80号

民生環境常任委員会資料
令和５年６月21日
こども健康部こども未来課

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

１　改正の理由

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）」の一部改正に伴い、当市においても特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

２　改正の内容

（１）こども家庭庁設置法（令和４年法律第 75 号）及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和４年法律第 76 号）等の施行に伴い、八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例において引用している関係法令の条項ずれ等を改めるもの。

（主な改正内容）

改正前	改正後
学校教育法第25条	学校教育法第25条第１項
子ども・子育て支援法第19条第１項	子ども・子育て支援法第19条

（２）関係省庁からこども家庭庁への事務移管により所管大臣が変更になることに伴い、大臣名を改めるもの。

３　施行期日

公布の日

議案第 81 号

民生環境常任委員会資料
令 和 5 年 6 月 21 日
こども健康部こども未来課

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1　改正の理由

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）」の一部改正において、官報正誤が行われたことに伴い、当市における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

2　改正の内容

利用乳幼児のバス送迎に当たっては、自動車にブザー等の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて利用乳幼児の所在確認を行わなければならないが、この義務を負う者を家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）から家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）に改める。

改正前	改正後
家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、送迎用自動車に利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、乗降者の際は、これを用いて利用乳幼児の所在確認を行わなければならない。	家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、送迎用自動車に利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、乗降者の際は、これを用いて利用乳幼児の所在確認を行わなければならない。

3　施行期日

公布の日

民生環境常任委員会資料
令和５年６月21日
こども健康部子育て支援課

議案第82号

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

１　改正理由

放課後児童支援員の資格要件に当該支援員としての業務に従事してから２年以内に研修の修了を予定している者を加えるためのもの。

２　改正内容

放課後児童支援員は、保育士等の資格を持つ者であり、かつ、都道府県知事等が実施した研修（認定資格研修）を修了した者と定められている。

この放課後児童支援員の資格要件のうち、認定資格研修を修了した者の要件について、新規採用者が研修を修了するまで一定の猶予が必要であること、支援員の急な退職があった場合に職員の確保が難しいことなどを考慮し、認定資格研修を修了した者の要件に「放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から起算して２年以内に当該研修を修了することを予定している者」を加える。

３　施行期日

公布の日

改正後の規定は、令和５年４月１日以後に新たに放課後児童支援員としての業務に従事することとなった者について適用する。

議案第８３号

民生環境常任委員会資料
令和５年６月２１日
市民環境部市民課

八戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

１．改正の理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備を利用した多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を可能とするとともに、その他規定の整備をするためのものである。

２．改正の主な内容

マイナンバーカードの電子証明書を搭載したスマートフォンを利用し、コンビニエンスストア等の店舗内に設置されているマルチコピー機と呼ばれる多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を可能とする旨、追記する。

３．施行期日

規則で定める日から施行する。ただし、その他規定の整備に係る部分は、公布の日から施行する。

民生環境常任委員会資料
令和５年６月21日
市民環境部 国保年金課

議案第84号　八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

１．改正理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げ、国民健康保険税の減額に係る基準を緩和するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に係る申請書の提出期限の特例措置を引き続き実施し、その他所要の改正をするためのものである。

２．主な改正内容

（１）課税限度額の改定（第３条関係）

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円（現行：20万円）に引き上げる。

令和５年度 国民健康保険税		基礎課税額 （医療分）	後期高齢者 支援金等課税額	介護納付金課税額 （40歳以上65歳未満）
所得割額	課税標準額×税率	8.0%	2.4%	2.3%
均等割額	被保険者 １人あたり	23,000円	7,000円	8,000円
平等割額	１世帯あたり	25,000円	8,000円	9,000円
課税限度額 （世帯の１年間の上限額）		65万円	**22万円**	17万円

（２）保険税の軽減措置に係る基準の改定（第24条第１項関係）

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずべき金額を次の表のとおり改める。

軽減割合	軽減判定所得	
	現行	改正後
７割	43万円 ＋｛10万円 × （給与所得者等の数－ 1)｝以下	※改正無し
５割	43万円 ＋｛10万円 × （給与所得者等の数－ 1)｝＋ **28万5千円** × 被保険者等の数 以下	43万円 ＋｛10万円 × （給与所得者等の数－ 1)｝＋ **29万円** × 被保険者等の数 以下
２割	43万円 ＋｛10万円 × （給与所得者等の数－ 1)｝＋ **52万円** × 被保険者等の数 以下	43万円 ＋｛10万円 × （給与所得者等の数－ 1)｝＋ **53万5千円** × 被保険者等の数 以下

（3）新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免措置

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した被保険者等に係る保険税減免申請書提出期限の特例措置を、令和４年度末に国保資格を取得したこと等により、令和４年度分の保険税の納期限が令和５年４月以降に到来するものについても適用するため、次のとおりとする。

		現行	改正後
対象保険税	年　　度	令和３年度分及び 令和４年度分	令和４年度分
	納 期 限	令和４年４月１日から 令和５年３月 31 日まで	令和５年４月１日から 令和６年３月 31 日まで
提 出 期 限		市長の定める日 （令和５年３月 31 日）	市長の定める日 （令和５年 12 月 28 日）

３．施行期日等

・公布の日から施行する。

・改定後の課税限度額、軽減判定所得基準額については、令和５年度分からの保険税について適用する。

民生環境協議会資料
令和５年６月２１日
こども健康部 こども未来課

病児・病後児保育のインターネット予約サービスの開始について

1. 事業概要

乳幼児または小学校に就学している子どもが病気の際、保護者の就労等により家庭で看護ができない場合に、病院・保育所等で保護者に代わって一時的に保育する事業について、スマートフォンなどを利用して病児・病後児保育施設の空き状況の確認、予約等を可能とするインターネット予約サービスを導入（県内初）することにより、同事業の利便性の向上を図り、子育て世帯の仕事と家庭の両立支援に資するもの。

2. 実施施設

５施設

- 病児保育　２施設（村上こども医院、滝沢小児科内科医院）
- 病後児保育　３施設（中居林こども園、南売市保育園、明星こども園）

3. インターネット予約サービスの概要

⑴利用方法

無料通信アプリ「LINE」で空き状況を確認し、そのまま「LINE」上で予約申込が可能
初回のみアカウント作成及び施設への登録が必要

⑵開始時期

４月に病後児保育２施設、５月に病後児保育１施設、６月に病児保育２施設が予約サービスを開始

⑶周知方法

広報はちのへ、市ホームページ、はちすくLINE、子育てアプリはちも、チラシ

4. 事業費

3,250千円

・１施設当たり、初期導入費用30万円及びシステム利用料35万円を上限として補助
・財源：保育所等におけるICT化推進事業費補助金
　　初期導入費用の1/2が国費、残りは市単独負担

	施設数	基準額	計		
				国負担分	市単独負担分
初期導入費用	5	300,000	1,500,000	750,000	750,000
システム利用料	5	350,000	1,750,000		1,750,000
計			3,250,000	750,000	2,500,000